

ラリー競技開催規定
細則：ラリー競技会の組織許可に関する細則

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1条 組織許可申請 ラリー競技会（クローズド格式を含む）の組織許可は、次の順序を経て行うものとする。</p> <p>1. 【略】</p> <p>2. オーガナイザーより J A F へ競技会組織許可申請を行う。</p> <p>1) <u>申請方法：所定の手続き方法で申請</u>すること。</p> <p>2) <u>申請期限</u></p> <p>(1) ～ (5) 【略】</p> <p>3) 提出書類等：次の<u>申請手続きが</u>ない場合、申請は受理されない。</p> <p>(1) 組織許可申請</p> <p>(2) 道路使用許可申請書（写）およびその添付書類一式（前項参照）の<u>提出</u></p> <p>(3) ～ (4) 【略】</p> <p>3. 【略】</p> <p>4. オーガナイザーより J A F へ次の書類を提出する。</p> <p>1) <u>申請方法：所定の手続き方法で申請すること。</u></p> <p>2) <u>申請期限</u></p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>3) 提出書類：次の書類の提出がない場合、公認は行われぬ。</p> <p>(1) ～ (4) 【略】</p> <p>5. J A F よりオーガナイザーへ次の書類が交付される。</p> <p>1) 組織許可証</p> <p>2) J A F 公認ラリー競技会之証（別図参照）</p> <p>(1) 競技参加車用：必要枚</p> <p>(2) 競技役員車用：必要枚</p> <p>上記「J A F 公認ラリー競技会之証」を携行しない参加車は、公認競技会とは無関係のものとして扱われるおそれがあるので、必ず参加車両に貼付させること。</p> <p>6. 【略】</p>	<p>第1条 組織許可申請 ラリー競技会（クローズド格式を含む）の組織許可は、次の順序を経て行うものとする。</p> <p>1. 【略】</p> <p>2. オーガナイザーより J A F へ競技会組織許可申請を行う。</p> <p>1) <u>提出先：担当地方本部へ提出</u>すること。</p> <p>2) <u>提出期限</u></p> <p>(1) ～ (5) 【略】</p> <p>3) 提出書類等：次の<u>書類が提出され</u>ない場合、申請は受理されない。</p> <p>(1) 組織許可申請書</p> <p>(2) 道路使用許可申請書（写）およびその添付書類一式（前項参照）</p> <p>(3) ～ (4) 【略】</p> <p>3. 【略】</p> <p>4. オーガナイザーより J A F へ次の書類を提出する。</p> <p>1) <u>提出先：担当地方本部へ提出すること。</u></p> <p>2) <u>提出期限</u></p> <p>(1) ～ (3) 【略】</p> <p>3) 提出書類：次の書類の提出がない場合、公認は行われぬ。</p> <p>(1) ～ (4) 【略】</p> <p>5. J A F よりオーガナイザーへ次の書類が交付される。</p> <p>1) 組織許可証</p> <p>2) J A F 公認ラリー競技会之証（別図参照）</p> <p>(1) 競技参加車用：必要枚</p> <p>(2) 競技役員車用：必要枚</p> <p>上記「J A F 公認ラリー競技会之証」を携行しない参加車は、公認競技会とは無関係のものとして扱われるおそれがあるので、必ず参加車両に貼付させること。</p> <p>6. 【略】</p>

第2条 報告義務

オーガナイザーは、競技会終了後14日以内に所定の手続き方法で次の書類を提出しなければならない。

1. ～8. 【略】

第3条 本規定の施行

本規定は、2025年4月1日より施行する。

以上

第2条 報告義務

オーガナイザーは、競技会終了後14日以内に次の書類を提出しなければならない。

1. ～8. 【略】

第3条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日より施行する。

以上